



25ス参青第7号  
平成26年2月19日

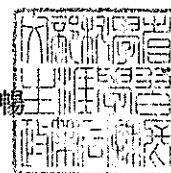
附属学校を置く各国立大学法人学長  
株式会社立学校を認定した各市町村担当部課長  
各都道府県私立学校主管部課長  
各都道府県・指定都市青少年担当主管部課長  
各都道府県・指定都市教育委員会

殿

指導事務主管部課長  
情報教育主管部課長  
生涯学習・社会教育主管部課長

文部科学省生涯学習政策局  
情報教育課長

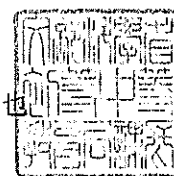
豊嶋基暢



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局  
児童生徒課長

内藤敏也

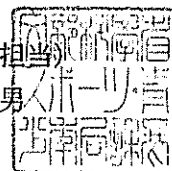


(印影印刷)

文部科学省スポーツ・青少年局  
青少年課長

(併) 参事官 (青少年健全育成担当)

川又竹男



(印影印刷)

「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について (協力依頼)

近年、スマートフォン等の急速な普及に伴い、無料通話アプリや SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)、オンラインゲーム等のいわゆるソーシャルメディア等により高い利便性が得られる一方、長時間利用による生活習慣の乱れや、不適正な利用により、青少年の犯罪被害、いじめやプライバシー上の問題等につながるケースも見られます。このため、未来を担う青少年が、そのようなリスクや対応策を理解した上で、スマートフォン等を正しく利活用できる環境を整えることが、従来にも増して重要となっています。

このような認識の下、内閣府、総務省、経済産業省、内閣官房 IT 総合戦略室、警察庁、消費者庁、法務省及び文部科学省では、多くの青少年が初めてスマートフォン、タブレット等を手にする春の卒

業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、サービスを提供する関係事業者や学校等の関係者が連携して、青少年・保護者に対して実施するスマートフォンやソーシャルメディア等の安心・安全な利用のための啓発活動等の取組を「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として集中的に展開することが効果的であると考え、関係者に協力を求めることとしました。

つきましては、貴職におかれましても、上記の趣旨を踏まえ、域内の市区町村、市区町村教育委員会及び関係機関・団体、特に域内の小・中・高等学校に対して周知するとともに、下記のような取組を推進していただくようよろしくお願いいたします。

なお、本件については、別途、「『春のあんしんネット・新学期一斉行動』について」（別紙）のとおり、一般社団法人全国高等学校PTA連合会及び公益社団法人日本PTA全国協議会に対しても協力を依頼しているため、申し添えます。

## 記

卒業式・入学式・入学説明会・保護者会、総合的な学習の時間、ホームルームの時間等の様々な機会や場を活用し、保護者や児童生徒に対して、スマートフォン等を通じた有害情報の危険性や対応策についての啓発活動を行うとともに、スマートフォン等の安心・安全な利用に関する意識を高め、注意喚起を促すための取組を積極的に推進していただくようお願いします。

### 1. 保護者に対して

#### (1) スマートフォン等の購入時におけるフィルタリングの徹底等

青少年が利用するスマートフォン等を購入・契約する際には、青少年インターネット環境整備法<sup>※1</sup>に基づき、利用者が青少年である旨の申し出を行うことが法律上保護者の義務とされています。保護者は、事業者からフィルタリング<sup>※2</sup>に関する説明を受けるとともに、その設定に際しID・パスワード等を使用する場合には、青少年ではなく保護者が設定・管理をすることが重要です。

#### ※1 青少年インターネット環境整備法（抜粋）

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務）

第十七条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

#### ※2 「フィルタリング」

インターネットのサイト等を一定の基準で評価判別し、違法・有害なサイト等の閲覧を制限することができる仕組み。スマートフォンでは、スマートフォン対応のフィルタリングの利用が必要です。

また、ゲーム機や音楽プレイヤー、タブレット端末等、インターネットに接続することが可能な端末でも、安心・安全に利用するために、フィルタリングを利用することが重要です。

## (2) 家庭におけるルールづくりの推奨等

スマートフォンやソーシャルメディア等を利用する際に気をつけるべき点について親子で話し合った上で、正しく利用するための家庭におけるルールを作り、守ることが重要です。その際、保護者向けリーフレット「お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること」（＜参考情報①＞）を活用することも有効です。

### 【家庭のルールに盛り込む事項の例】

- ・携帯電話を利用する場所や時間帯を決めましょう。
- ・書き込みや投稿をするときには、よく考えてから行いましょう。
- ・自分や友人の個人情報に関する書き込みや写真の投稿はやめましょう。
- ・他人を傷つけるような投稿や、公共ルールやマナーに反するような情報の投稿はしてはいけません。特に、写真を投稿するときは十分に注意しましょう。
- ・トラブルに巻き込まれたときやその可能性があるときは、保護者や学校に相談しましょう。

## 2. 児童生徒に対して

学校における携帯電話等の取扱いについては、小・中学校への原則持込禁止、高等学校の校内での使用制限等の指針に基づいてこれまでも適切に児童生徒に指導していただいているところですが、「ネット上のいじめ」や犯罪被害の予防等を含め、スマートフォン等の適切な利用について配慮することが必要です。

そのため、学習指導要領に基づき、各教科等の指導において、発達段階に応じた情報モラルに関する指導を行うことが重要です。

文部科学省では、いわゆる「ネット依存」やスマートフォン・SNSの普及等、情報化の進展に伴う新たな課題に対して、学校において適切に指導を行うための教員用の手引書を作成しているところであり、今年3月を目途に各教育委員会へ周知する予定です。

また、インターネットの安全・安心利用に向けた啓発のための講座「e-ネットキャラバン」（＜参考情報②＞）を、児童生徒への指導に活用することも効果的です。

さらに、児童生徒用リーフレット「ちょっと待って！ケータイ&スマホ」（＜参考情報③＞）等を教材として利用することも有効です。

なお、児童生徒同士や学級、学年、学校でのソーシャルメディアを使用する際のガイドラインづくり（＜参考情報④＞）などの取組も参考になります。

### ＜参考情報＞

- ① 保護者向けリーフレット「お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること」

（内閣府HP）<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/index.html>

- ② e-ネットキャラバン（e-ネット安心講座）

（e-ネットキャラバンHP）<http://www.e-netcaravan.jp/>

※「e-ネットキャラバン（e-ネット安心講座）の推進について（依頼）（平成26年2月7日付け総基デ第9号、25生情教第7号）」を通知。

- ③ 児童生徒向けリーフレット「ちょっと待って！ケータイ&スマホ」  
(文部科学省HP) [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/ikusei/taisaku/1225103.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/1225103.htm)  
※平成26年3月中に更新版を各教育委員会等に配布予定。
- ④ ソーシャルメディアガイドライン作成のすすめ  
(安心ネットづくり促進協議会HP) <http://www.good-net.jp/safe-internet/guideline/>
- ⑤ 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集(学校・教員向け)  
(文部科学省HP) [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/20/11/08111701.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08111701.htm)
- ⑥ 学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集(教育委員会等向け)  
(文部科学省HP) [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/081\\_1/houkoku/1325771.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/081_1/houkoku/1325771.htm)

<別紙>

- ・「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について(一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人日本PTA全国協議会宛通知)

【本件に関する問い合わせ先】

○文部科学省生涯学習政策局

情報教育課

教育情報施策調整係 度會、及川、石川

電話 03-5253-4111(内線 2085)

FAX 03-6734-2085

e-mail johokyoiku@mext.go.jp

○文部科学省初等中等教育局

児童生徒課

生徒指導企画係 池田、小林

電話 03-5253-4111(内線 3298)

FAX 03-6734-3735

e-mail s-sidou@mext.go.jp

○文部科学省スポーツ・青少年局

参事官(青少年健全育成担当)付

青少年有害環境対策専門官 関根

推進係 野村

電話 03-5253-4111(内線 2966)

FAX 03-6734-3795

e-mail sposeisyo@mext.go.jp

平成 26 年 2 月 6 日

一般社団法人全国高等学校 PTA 連合会 御中

内閣府・総務省・経済産業省  
内閣官房 IT 総合戦略室・警察庁・消費者庁・法務省・文部科学省

## 「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について

平素から青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

内閣府、総務省、経済産業省、内閣官房 IT 総合戦略室、警察庁、消費者庁、法務省及び文部科学省では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号。以下「青少年インターネット環境整備法」と記載します。）等に基づき、青少年が安心・安全にインターネット等を利用できるための様々な取組を関係府省や事業者・団体とともに進めています。

近年、スマートフォン等の急速な普及に伴い、無料通話アプリや SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）、オンラインゲーム等のいわゆるソーシャルメディア等を利用して利用者が高い利便性が得られる一方、長時間利用による生活習慣の乱れや、それらの不適正な利用により、青少年が犯罪被害に遭遇したり、いじめやプライバシー上の問題等につながるケースも見られます。このため、未来を担う青少年が、そのようなリスクとそれに対する対応を理解した上で、スマートフォン等を正しく利活用できる環境を整えることが、従来にも増して重要となっています。

このような認識の下、内閣府、総務省、経済産業省、内閣官房 IT 総合戦略室、警察庁、消費者庁、法務省及び文部科学省では、多くの青少年が初めてスマートフォン、タブレット等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、サービスを提供する関係事業者とこれを利用する青少年及び保護者、学校等の関係者が連携して、スマートフォンやソーシャルメディア等の安心・安全な利用のための啓発活動等の取組を「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として集中的に展開することが効果的であると考え、関係者に協力を求めることとしています。

つきましては、貴団体におかれましても、趣旨に御賛同いただき、各地域の関係団体に本取組について周知するとともに、下記の取組についてできる限り幅広い御協力をいただきますよう御理解のほどよろしく申し上げます。

## 記

以下の事項について、2 月～3 月の新学期準備期間には、新入学を控える現中学校 3 年生とその保護者、また、4 月以降の新学期には新高校 1 年生とその保護者への啓発に特に重点を置く観点から、入学前・入学後の各学校 P T A の会合における積極的周知をお願いします。

## 1 スマートフォン等の購入時における対応

保護者として、青少年が利用するスマートフォン等を購入・契約する際、青少年インターネット環境整備法<sup>\*1</sup>に基づき、法律上義務とされている利用者が青少年である旨の申し出を行うとともに、フィルタリング<sup>\*2</sup>について説明を受けていただくこと。

なお、フィルタリングの設定に際し、ID・パスワード等を使用する場合には、青少年ではなく保護者が設定・管理をしていただくこと。

### ※1 青少年インターネット環境整備法（抜粋）

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務）  
 第十七条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

### ※2 「フィルタリング」

インターネットのサイト等を一定の基準で評価判別し、違法・有害なサイト等の閲覧を制限することができる仕組み。スマートフォンでは、スマートフォン対応のフィルタリングの利用が必要です。また、ゲーム機や音楽プレイヤー、タブレット端末等、インターネットに接続することが可能な端末でも、安心・安全に利用するために、フィルタリングを利用することが重要です。

## 2 家庭における利用のルール作り

添付資料等を参考に、スマートフォンやソーシャルメディア等のリスクについて親子で話し合った上で、正しく利用するための御家庭のルールを作り、守っていただくこと。

（家庭のルールに盛り込むべき事項の例）

- ・ 携帯電話を利用する場所や時間帯を決めましょう。
- ・ 書き込みや投稿をするときには、よく考えてから行いましょう。
- ・ 自分や友人の個人情報に関する書き込みや写真の投稿はやめましょう。
- ・ 他人を傷つけるような投稿や、公共ルールやマナーに反するような情報の投稿はしてはいけません。特に、写真を投稿するときは十分に注意しましょう。
- ・ トラブルに巻き込まれたときやその可能性があるときは、保護者や学校に相談しましょう。

## 3 学校や地域における取組

高等学校、地域団体と連携し、卒業式・入学式や保護者会等の場を活用し、スマートフォン等の安心・安全な利用に関し、青少年や保護者、教職員の意識を高めるような取組について、できる限り行っていただくこと。

（取組の例）

- ・ 研修会やセミナー等の開催
- ・ 授業や総合学習等の時間における話し合い
- ・ 学校や地域で、正しく利用するための取組のアイデアやキャッチフレーズを募集

（担当課）

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年環境整備担当）付  
 総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課  
 経済産業省商務情報政策局情報経済課  
 内閣官房 IT 総合戦略室  
 警察庁生活安全局少年課、情報技術犯罪対策課  
 消費者庁消費者政策課  
 法務省大臣官房秘書課  
 文部科学省生涯学習政策局情報教育課、スポーツ・青少年局青少年課

平成26年2月19日

公益社団法人日本PTA全国協議会 御中

内閣府・総務省・経済産業省  
内閣官房IT総合戦略室・警察庁・消費者庁・法務省・文部科学省

## 「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について

平素から青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

内閣府、総務省、経済産業省、内閣官房IT総合戦略室、警察庁、消費者庁、法務省及び文部科学省では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」と記載します。）等に基づき、青少年が安心・安全にインターネット等を利用できるための様々な取組を関係府省や事業者・団体とともに進めています。

近年、スマートフォン等の急速な普及に伴い、無料通話アプリやSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）、オンラインゲーム等のいわゆるソーシャルメディア等を利用して利用者が高い利便性が得られる一方、長時間利用による生活習慣の乱れや、それらの不適正な利用により、青少年が犯罪被害に遭遇したり、いじめやプライバシー上の問題等につながるケースも見られます。このため、未来を担う青少年が、そのようなリスクとそれに対する対応を理解した上で、スマートフォン等を正しく利活用できる環境を整えることが、従来にも増して重要となっています。

このような認識の下、内閣府、総務省、経済産業省、内閣官房IT総合戦略室、警察庁、消費者庁、法務省及び文部科学省では、多くの青少年が初めてスマートフォン、タブレット等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、サービスを提供する関係事業者とこれを利用する青少年及び保護者、学校等の関係者が連携して、スマートフォンやソーシャルメディア等の安心・安全な利用のための啓発活動等の取組を「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として集中的に展開することが効果的であると考え、関係者に協力を求めることとしています。

つきましては、貴団体におかれましても、趣旨に御賛同いただき、各地域の関係団体に本取組について周知するとともに、下記の取組についてできる限り幅広い御協力をいただきますよう御理解のほどよろしくお願いします。

## 記

以下の事項について、2月～3月の新学期準備期間には、中学校及び高等学校への新入学を控える小学6年生や中学3年生とその保護者、また、4月以降の新学期には新中学1年生とその保護者への啓発に特に重点を置く観点から、入学前・入学後の各学校PTAの会合における積極的周知をお願いします。

## 1 スマートフォン等の購入時における対応

保護者として、青少年が利用するスマートフォン等を購入・契約する際、青少年インターネット環境整備法<sup>\*1</sup>に基づき、法律上義務とされている利用者が青少年である旨の申し出を行うとともに、フィルタリング<sup>\*2</sup>について説明を受けていただくこと。

なお、フィルタリングの設定に際し、ID・パスワード等を使用する場合には、青少年ではなく保護者が設定・管理をしていただくこと。

### ※1 青少年インターネット環境整備法（抜粋）

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務）  
 第十七条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

### ※2 「フィルタリング」

インターネットのサイト等を一定の基準で評価判別し、違法・有害なサイト等の閲覧を制限することができる仕組み。スマートフォンでは、スマートフォン対応のフィルタリングの利用が必要です。また、ゲーム機や音楽プレイヤー、タブレット端末等、インターネットに接続することが可能な端末でも、安心・安全に利用するために、フィルタリングを利用することが重要です。

## 2 家庭における利用のルール作り

添付資料等を参考に、スマートフォンやソーシャルメディア等のリスクについて親子で話し合った上で、正しく利用するための御家庭のルールを作り、守っていただくこと。

（家庭のルールに盛り込むべき事項の例）

- ・ 携帯電話を利用する場所や時間帯を決めましょう。
- ・ 書き込みや投稿をするときには、よく考えてから行いましょう。特に、自分や友人の個人情報に関する書き込みや写真の投稿はやめましょう。
- ・ 他人を傷つけるような投稿や、公共ルールやマナーに反するような情報の投稿をしないようにしましょう。特に、写真を投稿するときは十分に注意しましょう。
- ・ トラブルに巻き込まれたときやその可能性があるときは、保護者や学校に相談しましょう。

## 3 学校や地域における取組

小・中学校、地域団体と連携し、卒業式・入学式や保護者会等の場を活用し、スマートフォン等の安心・安全な利用に関し、青少年や保護者、教職員の意識を高めるような取組について、できる限り行っていただくこと。

（取組の例）

- ・ 研修会やセミナー等の開催
- ・ 授業や総合学習等の時間における話し合い
- ・ 学校や地域で、正しく利用するための取組のアイデアやキャッチフレーズを募集

（担当課）

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年環境整備担当）付  
 総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課  
 経済産業省商務情報政策局情報経済課  
 内閣官房 IT 総合戦略室  
 警察庁生活安全局少年課、情報技術犯罪対策課  
 消費者庁消費者政策課  
 法務省大臣官房秘書課  
 文部科学省生涯学習政策局情報教育課、スポーツ・青少年局青少年課